

## 米国ボストンにおける海外展示会出展支援業務 企画提案募集要項

本業務は、日本貿易振興機構（ジェトロ）からの採択通知を受けて千葉県ブースを設置するものであり、ジェトロの採択を前提に公募するものです。そのため、本県がジェトロに採択されなかった場合には、本業務の公募は無効となることをあらかじめ御了解ください。【ジェトロの採択結果は9月下旬(予定)】

### 1 業務名

米国ボストンにおける海外展示会出展支援業務

### 2 委託業務の内容

「米国ボストンにおける海外展示会出展支援業務委託仕様書」に示したとおり。

### 3 業務の実施方法

企画提案を募り、選考を経て1団体を決定し、業務を委託する。

### 4 応募資格要件

法人格を有する団体で、次の全ての要件を満たす場合に応募できるものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 審査・選考を行う選考委員会の開催時まで、千葉県物品等入札参加業者適格者名簿（委託）に登載されている者であること。
- (3) 応募の日から契約の日までの間に、物品等一般競争入札参加者及び指名競争入札参加者の資格などに基づく入札参加資格の停止を受けている日が含まれないこと。
- (4) 応募の日から契約の日までの間に、千葉県物品等指名競争入札参加者指名停止等基準（昭和57年12月1日制定）に基づく指名停止及び物品調達等の契約に係る暴力団等排除措置要領に基づく入札参加除外措置を受けている日が含まれないこと。
- (5) 選考委員会の委員が、役員や顧問として関係する法人または職員として所属する法人でないこと。
- (6) 宗教活動や政治活動を主たる目的とした団体でないこと。
- (7) 特定の公職者（候補者を含む）、又は、政党を推薦、支持、反対することを目的とした団体でないこと。
- (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団、同条第6号に規定する暴力団員である役職員を有する団体及びそれらの利益となる活動を行う者でないこと。

## 5 質問の受付・回答

本件に関する質問は、電子メールで下記の期間において受け付ける。また、電話で電子メールの到達確認を必ず行うこと。なお、質問及び回答内容は、千葉県ホームページで公開する場合がある。

質問期限：令和5年9月27日（水）正午まで

連絡先：千葉県農林水産部流通販売課 販売・輸出促進室

電子メール：3086hanbai@mz.pref.chiba.lg.jp

※応募の状況、選考委員名等に関する質問は受け付けない。

## 6 応募方法

### (1) 応募申出書の提出

本業務に応募する意向のある団体は、応募申出書（様式第1号）を電子メールで令和5年9月26日（火）正午までに提出すること。なお、提出後、電話で到着確認を行うこと。

○ 提出先：千葉県農林水産部流通販売課 販売・輸出促進室（担当：作田）

メール：3086hanbai@mz.pref.chiba.lg.jp

電話：043-223-3086

※ 応募申出書には社印・代表者印等は不要。

※ 応募申出書を提出した場合でも、応募の辞退は可能とする。

※ 応募申出書を提出しない場合、本事業への応募はできない。

### (2) 応募書類等

様式はA4版とし、以下ア～ウに定めた書類を提出すること。

なお、提出部数は8部とする。

#### ア 企画提案書

企画提案書は以下(ア)～(オ)に従い作成すること。なお、枚数及び様式は自由とするが、A4版、横書きとし、(ア)～(オ)の順に並べ、左綴じとすること。

#### (ア) 表紙

a 宛名：「千葉県知事 熊谷 俊人」とする。

b タイトル：米国ボストンにおける海外展示会出展支援業務 企画提案書

c その他：提出年月日、住所（所在地）、団体・企業名、代表者の氏名・役職名、担当者の氏名、連絡先（電話番号、電子メールアドレス）を記載する。

#### (イ) 提案事項

各業務の実施内容（仕様書に対する内容）を網羅し、明確かつ具体的に分かる資料を添付すること。また、独自の附帯提案等があれば、その企画内容を記載すること。

#### (ウ) 過去における類似業務実績

・ 業務概要・成果等を明確に示した類似業務実績を2～3件程度記載した資料

を添付すること。

- ・ 概ね3年以内の実績を示すこと。
- ・ 記載する内容は、協議会や官公庁からの受注業務に限定されない。

(エ) 業務の実施体制・スケジュール

次の事項を示した資料を添付すること。

- ・ 本業務の全体責任者、各業務の責任者・担当者、スタッフ数等
- ・ 主従事者の氏名、所属、役職、本業務上の役割、経験年数、過去の主な実績等
- ・ 10月中旬を契約日と仮定した場合の本業務の実施スケジュール

(オ) 見積書

仕様書の業務内容及び本企画提案の内容を実施するために必要な全ての費用を算定し、出来るだけ項目（内訳）を詳細に分類して示した資料を添付すること。

イ 法人に関する概要（様式第2号）

ウ その他 応募団体の概要が分かるパンフレット等

※ なお、必要な場合、上記以外の資料の提出を求めることがある。

(3) 応募書類の提出期限

令和5年10月3日（火） 正午必着

(4) 提出方法

- ①持参の際は、上記期間内（土、日曜日及び祝日を除く）の午前9時から午後5時までに（提出期限日は正午まで）提出すること。
- ②郵送する場合は、事前連絡を行い、送付・受取を明確にすること。また、提出期限日の正午までに必着するように提出すること。

## 7 選考方法

- (1) 提出された提案書類及びプレゼンテーション・ヒアリングにより、別紙選考基準に基づき、委員会で審査を行い、その中で最も優れた提案をした団体を委託先候補に選定する。なお、委員会については非公開とする。
- (2) 令和5年10月上旬に委員会を開催し、プレゼンテーション・ヒアリングを実施する予定。詳細については、企画提案者に別途通知する。委員会における説明資料は提案書のみとし、フリップやプロジェクター等の使用は不可とする。
- (3) 選考結果は、全応募団体へ通知する。選考結果内容の照会等には回答しない。

## 8 提案無効に関する事項

次の記載事項に一つでも該当するときは、その団体の提案は無効とする。

- (1) 応募資格のない団体等が提案したとき。
- (2) 所定の期限及び提出先へ応募申出書及び応募書類の提出がされないとき。
- (3) 応募において、2以上の提案を行ったとき。
- (4) 応募において、自己の他、他人の代理人を兼ねて提案を行ったとき。

- (5) 応募書類に不備があり、所定の期限までに揃わないとき。
- (6) 応募書類において、定めた事項が確認できない資料があったとき。
- (7) 応募に対して談合等の不正行為があったとき。
- (8) その他、審査を行うに当たって不相当と判断したとき。

## 9 委託契約

選定した団体と協議の上、事業実施に係る委託契約を締結する。なお、協議が整わなかった場合は、次点者と協議を行うものとする。

### (1) 契約期間

契約締結日から令和6年3月28日まで

### (2) 契約にあたっての留意事項

ア 選定した企画案については、そのまま承るものではなく、委託元と協議の上、必要に応じて内容の一部を変更する必要があるので留意すること。

イ 業務の全部を第三者に再委託してはならない。また、業務の一部の再委託について、委託者の承諾を得ずに第三者に再委託を行ってはならない。

### (3) 経費、委託費等

委託費

本契約における県との委託費は4,500,000円以内（消費税及び地方消費税込み（以下、消費税込みとする。））とする。

## 10 その他

- (1) 提出された応募書類は返却しない。
- (2) 提出された応募書類は必要に応じて複写する。なお、使用は県庁内及び選考委員会での検討に限る。
- (3) 提出された提案書類は情報公開の請求により、千葉県情報公開条例（平成12年千葉県条例第65号）に基づき開示することがある。
- (4) 事業提案に要する経費は、全て提出者の負担とする。
- (5) 使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

## 別 紙

### 米国ボストンにおける海外展示会出展支援業務 企画提案募集要項委託先募集に係る選考基準

#### 1 選考の手順

形式選考基準を満たした応募のうち、内容選考基準により総合的に評価し、委託先候補を選考する。

#### 2 選考基準

##### (1) 形式選考基準

- ア 応募資格を満たしているか。
- イ 応募書類が適切に提出されているか。

##### (2) 内容選考基準

###### ア 提案内容

- ・業務の趣旨を十分に理解した企画提案になっているか。
- ・提案内容は、仕様書の内容を満たし、効率的な運営や、事業効果がより期待できるものとなっているか。
- ・展示会ブースの企画・広報物の制作に係る装飾・デザイン等の提案は、事業効果がより期待できるものとなっているか。
- ・独自の提案について、その内容は評価できるものか。

###### イ 事業実施体制

- ・事業の実施に関する体制、人員配置等は妥当か。
- ・事業の実施に関するスケジュールは妥当かつ確実性があるか。
- ・団体が提案内容を遂行する能力を有しているか。

###### ウ 経費の合理性

- ・見積書に所要経費、算定根拠が明確に示されているか。
- ・各所要経費は妥当か。